

# 障害福祉サービス（居宅介護等） 営業時間・利用料のお知らせ

(令和2年4月1日現在)

## 1 営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 午前8時15分～午後5時
サービス提供時間帯	月～日 午前6時～午後10時

※ 大雨、風水害、豪雪等警報が発令されたときは、訪問を中止することがあります。

## 2 利用料

サービスの利用に対しては障害者総合支援費が支給されます。障害者総合支援費は、本事業所が代理受領いたしますので、利用者から受給者証の記載内容に基づき、

利用者本人及び扶養義務者の負担能力に応じ担当町村が決定する額（利用者負担額）をお支払いいただきます。

ただし、障害者総合支援費の限度額を超えた分については、次の算式により算定された金額が利用者負担となります。

### (1) 利用料

#### ◎身体介護

所要時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
自立支援費	2,490円	3,930円	5,710円	6,520円
自己負担	249円	393円	571円	652円

#### ◎家事援助

所要時間	30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 1時間15分未満
自立支援費	1,020円	1,480円	1,910円	2,320円
自己負担	102円	148円	191円	232円

#### ◎重度訪問介護

所要時間	1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満
自立支援費	1,840円	2,740円	3,650円	4,570円
自己負担	18円	274円	365円	457円

## (2) 加 算

### ①特別地域介護訪問加算

- ・1回につき所定の額の100分の15に相当する額が加算されます。

### ②介護職員処遇改善加算

- ・居宅介護 1ヵ月あたりの費用額に100分の12.3に相当する額が加算されます。

### ③早朝又は夜間の時間帯に訪問介護

- ・早朝又は夜間の時間帯に訪問介護を利用する場合は、1回につき所定に費用の額の100分の25に相当する額が加算されます。

### ④初回加算

- ・サービス提供責任者が新規利用者に対し、居宅介護計画の作成とともに初回訪問時に自らがサービス提供を行う、または事業所のヘルパーに同行訪問を行った場合に加算されます。(◇初回加算 1回 200円)

## (3) 2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合

1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと、2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

## (4) キャンセル料

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない場合には取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額